

○渋谷区スポーツ推進計画策定委員会条例

平成29年3月31日

条例第15号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条の規定に基づく渋谷区スポーツ推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、渋谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、渋谷区スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、計画の策定に関する事項について審議し、答申する。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者その他の教育委員会規則で定める者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する委員二十人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から委員会が第2条の規定による答申を終える日（以下「答申日」という。）までとする。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者の委員のうちから委員が選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(報酬額等)

第 7 条 委員の一日当たりの報酬額は、次のとおりとする。

- 一 委員長 一八、〇〇〇円
- 二 委員 一二、〇〇〇円

2 前項に定めるもののほか、報酬の支給方法及び費用弁償については、渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 29 年渋谷区条例第 8 号）の例による。

(意見の聴取)

第 8 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例は、答申日の翌日に、その効力を失う。